

施設の概要

（金額、人数等の数値は令和３年度実績）

施 設 名	宇都宮市上河内東山霊園		
所 在 地	宇都宮市中里町 6 6 7 番地 1		
根拠条例等	墓地，埋葬等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 4 8 号） 宇都宮市墓園条例（昭和 3 9 年宇都宮市条例第 1 号） 宇都宮市墓園条例施行規則（平成 3 9 年宇都宮市規則第 4 号）		
設置年月日	昭和 5 3 年 4 月		
設置目的・業務内容	設置目的	上河内東山霊園は，宇都宮市墓園条例（昭和 3 9 年条例第 1 号。以下「墓園条例」という。）に定める施設として，市民の墓地需用に応えるため，墓地供給を行うとともに，利用者の利便に配慮した適切な霊園の管理・運営を行うことを目的としている。	
	業務内容	1 施設の運営に関する業務 （1） 墓地に関する業務 （2） 各種届出の受付業務 （3） 霊園に関する相談業務 2 施設の維持管理に関する業務 （1） 施設の維持管理業務 （2） 清掃に関する業務	
開 館 時 間	—		
休 館 日	—		
現在の指定管理者		栃木県造園建設業協同組合	
収 支 概 要 （ 千 円 ）	指定管理料等（市支出総額）	—（北山霊園を参照）	
	使用料，管理手数料収入	1， 1 0 5 千円	
利用者数(のべ人数)		4 7 0 人	
施 設 構 造	—		
敷 地 面 積 （ m ² ）	6， 4 2 1 m ²	延 床 面 積 （ m ² ）	—

主な施設内容	施設名	定員（人）	面積（㎡）
	墓所	—	2, 3 6 5
	園路及び駐車場	—	4, 0 4 7
	屋外トイレ 1 か所（汲取り）	—	3 0
そ の 他 特 記 事 項	墓地の種類及び造成基数		
	和式墓地		
	5 ㎡：4 7 3 基		